

第3章

法律上のハゲワシ（強欲者）

投資仲裁の需要をかきたてる

「なぜ法律事務所が投資法を取り扱うのか。

明瞭な理由が一つある。それはお金だ。

事件は、信じられないほど時間がかかり、複雑で、そのために多額の費用が掛かる。」

ラース・マーカート(Lars Markert)、グライス・ルッツ(Gleiss Lutz)¹

更なる戦争

さらなる危機

さらなる投資紛争

2011年、ギリシャにおける債務危機は、世界の関心を集めた。巨大の財政赤字、激しいデモ、そして、普通の人の生活を荒廃させる公共投資の削減があり、ギリシャは、絶えず、崩壊の寸前にあった。債務を減らすための大がかりな構造改革もなく、ギリシャの生存者は、脅威にさらされていた。それと共にあるのが、欧州経済だ。また、いくつかの国際的な法律事務所は、ギリシャを見守っていた。しかし、彼らの関心は、ギリシャの国民を社会的災難から救うことでも、欧州の経済崩壊を阻止することでもなかった。

債務危機の真ただ中、弁護士は、多国籍企業に対して、ギリシャにおける利益を擁護するために投資仲裁を利用するように促していた。例えば、ドイツの法律事務所の Luther は、国家が借金を完済しようとしないうちに、国際投資協定に基づいて、訴訟を提起できると顧客に告げていた。Luther は、「ギリシャの放漫な財務行為」は、不満を抱いている投資家に、補償を求める強力な基盤を提供したが、究極的には、ギリシャの納税者が支払うものであると示していた²。

弁護士の熱狂は空想上のものではなかった。国連は、国際投資協定は、金融・財政危機と戦う国家の能力をひどく抑えるものであると認識していた³。アルゼンチンは、2001年の経済危機の後に実施された経済改革計画の結果として、40回を超えて、訴えられている。2008年末までに、アルゼンチンに対する裁定額は、総額で11.5億米ドルに達した⁴。これは、150,000人のアルゼンチンの教師または95,800人の公立病院の医師の平均年収に等しい⁵。

米国を本拠とする法律事務所の K&L Gates は、2011年10月の顧客報告資料におけるアルゼンチンに対する係争中の紛争を分析して、投資協定の仲裁は、公的債務の不履行国から投資損失の損害賠償を回復することができるかと書いている。続けて言うには、「現在の世界的な金融危機を考えると、これは、債務証券の公的債務の再建のために損失を被った投資家に希望を与えるものだ。」当該法律事務所は、投資家が、どの投資協定が「自分の投資を守ることができるか」を調べなければならない国としてギリシャを認定していた。また、当該法律事務所は、顧客は、投資仲裁のおそれを政府との債務再建交渉における「取引ツール」として用いるべきだと示している⁶。

法律のサメたちは、すでに、ギリシャの公的債務の再建からの予期せぬ影響の上を旋回し始めている。

Patrick Heneghan & Merkus Perkams, Skadden⁷

米国の法律事務所の Milbank、ドイツの事務所 De Brauw および英国を本拠とする

Linklaters は、類似の路線を取っており⁸、自国の経済を回復しようとする資金繰りの苦しい国に対する何十億ドルに及ぶ額を請求するための理由を準備している。パートナーあたりの利益は、(Milbank では) 250 万米ドルにも及んだ。ギリシャは、25 才以下の労働者の最低賃金を毎月下げて、510 ユーロ (660 米ドル) にした⁹。

2012 年 3 月に、EU ならびに銀行・基金および保険業者との間の交渉の後、ほとんどが、返済の条件を緩和することを受け入れた。その直後、いくつかの法律事務所が、債務スワップの受け入れを拒否している貸主に代わって、何百万もの損害賠償を求めることを発表した¹⁰。

ギリシャ債務危機の事例は、非常に儲かる投資仲裁ビジネスのほんの一例を示している。国際的な「アンビュランス・チェイサー (交通事故を商売にするような弁護士)」の新たな種がグローバルな舞台に現れたことを示している。19 世紀に生じた「アンビュランス・チェイサー」という用語は、法律上の顧客を求めて救急治療室に向かう救急車についていく弁護士を指している。今日、そのような行為は、世界的なものになっており、国際的な法律事務所は、多国籍企業に対して、国際的な投資紛争で政府を訴えるように促し、公的財政、社会的・医療上及び環境上の政策に混乱を引き起こしている。

表 1

投資仲裁の上位 20 法律事務所

これらの法律事務所は、2011 年に最も多く投資協定紛争に関与している¹¹。その件数は、これらの法律事務所自身が提供しており、外部で検証しておらず、その中でも一切データを提供していない事務所もあることに注意されたい。リストに含まれていない法律事務所も、公的利益を大いに示唆する紛争を扱っており、投資仲裁の世界でも重要な行為者であるためその重要性は過小評価してはならない¹²。

法律事務所	2011 年の協定事件数 ¹³	2011 年の総収入(米ドル) ¹⁴	2011 年のパートナーごとの収益(米ドル) ¹⁵	投資家のため、又は、国家のためか ¹⁶	傑出した投資協定仲裁人	法律事務所についてわかること
Frshfields Bruckhaus Deringer (英国)	71	18.2 億	207 万	双方一 但し、周 知の事 件の過	Jan Paulsson, Noah Rubins,	この 10 年で、最も有力な投資仲裁の法律事務所

				半数は、投資家を代表	Lucy Reed, Nigel Blackaby	
White & Case (米国)	32	13.3 億	147 万	双方 – おそらく国のための方が多い	Carolyn Lamm, Charles Brower (2005 年まで), Horacio Grigera Naón (2004 年まで)	2001 年金融危機の余波で公的債務再建に従う、アルゼンチンに対する数十億ドルの仲裁で、イタリアの債券保有者を代表
King & Spalding (米国)	27	7 億 8,100 万	193 万	投資家のため – まれな例外あり	Doak Bishop, Guillermo Auguila-Alvarez, Eric Schowarz, John Savage	アルゼンチン訴訟とシェブロン対エクアドルのような環境汚染訴訟を専門(25 頁参照)。Renco 米国グループのために活動し、世界で最も汚染された産業用地の一つとされる金属溶鉱炉についてペルーから 8 億米ドルを求めた。
Curtis Mallet-Prevost Colt & Mosle (米国)	20	1 億 6,500 万	154 万	投資紛争においては、常に国家を代表しており、一切投資家を代表していない。		ベネズエラ、カザフスタンおよびトルクメニスタンなどの国のための投資仲裁作業のおかげで、収入が 2007 年と 2012 年の間で 50% 増加した ¹⁷ 。
Sidley Austin (米国)	18	141 万	160 万	双方、但し、おそらく会社のた	Stanimir Alexandrow, Daniel Price (2011 年ま	Lalive とともに、ウルグアイに対する事件で、大手たばこ会社の Philip Morris を代表。たばこの販売計画に関するウルグアイの制約に挑む。

				めの方が多い	で)	(13 頁参照)
Arnold & Porter (米国)	17	6 億 3,900 万	140 万	双方一 但し、国 のため の方が 多い。	Jean Kalicki, Whitney Debevoise	Ogilvy Renault(現在、Norton Rose と合併)とともに、紙製造者の Abitibi-bowater のためにカナダを 訴えた。その理由は、地方政府が、 当社が製材所を閉鎖後、水利権と 立木所有権を取り返したため。カナ ダは、1 億 3 千万米ドルを支払い、 本事件を解決した。NAFTA の下で これまで知られている中で最大の 金額である。
Crowell & Morning (米 国)	13	3 億 2,900 万	84.5 万	投資家 のため 一稀な 例外あ り		エスサルバドルとの法的紛争で、カ ナダの採掘会社の Pacific Rim を代 表し、当国の GDP のおよそ 1% を 請求。理由は、当国が金の採掘のラ イセンスを承認しなかったため。
K&L Gates (米国)	13	10.6 億	89 万	双方	Sabine Konrad	巨大エネルギー会社の Vattenfall がドイツ政府を訴えるたびに、国に 対する仲裁裁定の促進にもかかわ らず、政府は、Sabine Konrad を弁 護人として採用。
Shearman & Sterling (米 国)	12	7 億 5,000 万	156 万	双方一 但し、周 知の事 件では 大多数 が投資 家の弁 護	Emmanuel Gaillard, Phillippe Pinsolle, Fernando Mantilla- Serrano, Yas Banifatemi	エリート仲裁人である Emmanuel Gaillard が本事務所の長であり、弁 護人としての作業のかなりの額を 取っている。当業界の知的獅子の一 人で、投資法および仲裁についての 政策的および学術的議論に絶えず 介入している。
DLA Piper (米国)	11	22.4 億	122 万	双方	Pedro Martinez- Fraga	世界で 2 番目の規模の当法律事務 所は、ベネズエラに対するいくつか の ICSID 事件において、投資家を 代表している。ベネズエラの紛争の 中心からの撤退が 2012 年夏に有効

						となる前に、全ての者が訴えた。
Chadbourne & Parke (米国)	11	3 億 600 万	131 万	投資家		国際的な投資仲裁のあいまいさの典型例。2011 年に 11 紛争で活動したと主張するが、ウェブサイトには一切載せられていない。
Cleary Gottlieb Steen & Hamilton (米国)	10 を超える ¹⁸	11.2 億	269 万	双方		ボリビアに対する訴訟で Telecom Italia を代表。Telecom Italia の有過失のサービスと低い投資に対して、ボリビアは再び通信会社の Entel を国有化した。ボリビアは、1 億米ドルを支払い本件を解決した。
Appleton & Associates (カナダ)	10 以上 ¹⁹	データなし	データなし	常に投資家を代表しており、一切国を代表していない。		Barry Appleton は、最初の NAFTA 事件のいくつかについてカナダを訴えたが、それには、有毒ガソリン添加物の禁止に従って、Ethyl のための行為を含む。本件は、カナダが禁止を無効にして、補償として 1,300 万米ドルを支払い、解決した。Appleton はいまだに、定期的にカナダを訴えている。
Foley Hoag (米国)	10	1 億 4,900 万	100 万	国	Mark Clodfelter	投資仲裁では、主に国側である。何人かの弁護士は、政府経歴者。
Latham & Watkins (米国)	10	21.5 億	227 万	双方	Robert Volterra (2011 年まで)	Arab Spring に続く最初の投資仲裁の一つでは、この世界で 4 番目の規模の法律事務所は、エジプトに対して、多国籍企業の Indorama を代表した。エジプトの裁判所は、Indorama に対して、繊維工場を返還するように命じたが、その工場は、ムバラク政権下で、汚職にまみれた状況と思われたところで獲得したものだった。
Hogan Lovells (米国 / 英国)	10	16.6 億	116 万	双方、おそらく、国の方		インドネシアのボルネオ島における石炭採掘許可の取り消しに関する 20 億米ドルの訴訟で、英国の会

				が多い。		社である Churchill を代表。インドネシアの裁判所は、許可を無効するように判決した。
Clyde & Co (英国)	10	4 億 6,000 万	91.5 万	双方、おそらく、投資家の方が 多い。		カダフィ政権後に開設した最初の 外資法律事務所、政権交代後の紛争を待ち望んでいる。(23 ページ参照)
Norton Rose (英国)	10	13.2 億	62 万	投資家 のため	Yves Fortier (2011 年 まで), Michael Lee (2001 年 まで)	2011 年に、Norton Rose は、カナダの Ogilvy Renault と合併したが、 米国を本拠とする Dow のために殺虫剤禁止に挑んだことなどを含めて、 カナダとの紛争事件において投資家を代表する。正規の仲裁人である Yves Fortier は、 本事務所との 50 年を超える付き合いがあったが、仲裁人としての仕事と国際法律 事務所での客仕事との間の利益相反を挙げて、2011 年に退職した。
Salans (フランス)	9	2 億 6,000 万 ²⁰	72.5 万 ²¹	双方、おそらく、投資家の方が 多い。	Bart Legum Jeffery Hertzfeld, Hamid Gharavi (2008 年 まで)	Barton Legum は、投資仲裁の長であり、 米国政府の弁護士で、いくつかの NAFTA 紛争で国を弁護した。 今日、Barton は、自ら獲得した識見をカナダの製薬会社である Apotex に 売り、NAFTA の投資章に基づいて米国を訴えている。(29 ページ参照)
Debevoise & Plimpton (米国)	9	6 億 7,500 万	207 万	周知の事件の ほぼ 100% は、投資家を代 表	Donald Francis Donovan	Covington&Burning とともに、 Debevoise は、周知の最大の ICSID 裁定額 17.6 億米ドルと 子何百万米ドルを勝ち取ったが、それは、アマゾンの精油現場の 終了について、エクアドルに対する米国を本拠とする Occidental Petroleum のためのものであった。Oxy は、人権違反と環境破壊の 罪に問われた。

大型法律案件のためのビック・ビジネス

世界的に、3つの事務所が投資仲裁ビジネスにおける市場のリーダーとして現れた。**Freshfields Bruckhaus Deringer** (英国)、**White & Case** (米国)、そして、**King & Spalding** (米国)である (20 頁と 21 頁の表 1 を参照)。**Freshfields** だけで、165 件を超える投資家と国の紛争で活動しているという²²。このような卓越性がこれらの事務所の評判を作り上げており、次々と新しい案件をもたらし、新規参入が難しくなるような集中した市場となっている。ある弁護士は、世界銀行の投資紛争の解決のための国際センター (ICSID) における 30 の新規案件のうち 25 件は、その分野の重鎮へ行くと見ている²³。投資家が訴えた国の欧米以外の法律事務所は、ほとんど膠着状態となる。

仲裁においては、第一原価は、弁護士費用である。

一流の仲裁法律事務所の弁護士は、そのサービスに関して、1 時間当たり 1,000 米ドルまでの費用を請求し、案件は、複数の弁護士からなるチームが扱い、何年もかかる。事件を防御する国については、その結果発生する弁護士料の支払い請求は、驚くほどである (15 頁のボックス 3 を参照)。

Gabriele Crespi
Reghizzi 教授、仲
裁人および
Lombardi
Molinari &
Associate の弁護
士²⁴

また、多くの紛争で起こるように、最終審理前の解決の時にも、仲裁弁護士には利益が生じる。勝訴し、有利に解決した場合にのみ、弁護士は完全な支払を得られるが、その成功報酬の取り扱いは、依頼者の回復額の正味の額の割合で、決まりきったことだが、弁護士は、長引く訴訟でなくても、かなりの料金を受領することができることを意味する。ある報告された事件では、法律事務所の **King & Spalding** は、依頼人から 1 億 3,300 万米ドルの 80% 以上を請求したとされる²⁵。

法律事務所は、ゲームの不文律を心得ている。

仲裁を専門とする事務所の年間調査である、世界仲裁レビュー (Global Arbitration Review (GAR)) 100 における逸話は、なぜ仲裁弁護士がこのような高額の高額な行為者となったのかを示している。その逸話は、英国を本拠とする法律事務所の **Herbert Smith Freehills** の **Matthew Weiniger** による国際仲裁に関する大学の講義に関するもので、彼は、定期的に、仲裁廷に現れる。彼は、英国の 2 巻の裁判規則・手続と国際商工会議所が作成した薄い小冊子を比べ、「この厚さの違いは、国際仲裁弁護士が知っている。そして、それは記録されていないのだ。」と **Weiniger** は学生に説明した²⁶。

GAR によると、国際仲裁の分野に参入するほとんどの若手の弁護士に不安を感じさせるのは、このような「仲裁のための法規の欠如」である。「事件手続が全く特別な世界にうろたえているのだ。」国際仲裁は、まったく法的手続きとは思えない。部外者なら、2つの小さな弁護士グループが背広を着て、ホテルの一室かセミナー室にいると思うだろう。その部屋の別の側には、すこし白髪の三人組がいる。傍聴人も案内係も一切おらず、華やかさや儀式めいたところがほとんどない。おそらくは、訓練課程が間違っていたのだらう²⁷。またはビジネス会議か。

この謎めいた世界の内情に詳しい代弁者を雇うことで、かなり有利になる。スイスの事務所の Schellenberg Wittmer の弁護士は、「誰を仲裁人に選ぶべきか。何人の証人を持つべきか。何度書面による開陳をすればよいのか。書面による証人陳述は許されるべきか。こうした問題に気付いて、自己の案件にとって何が良いのか、そして、今どうなっているかを知らなければならない²⁸。」

このような専門家を持つ余裕のない国は、しばしば、その防御事件は、散乱した不完全な投資法と裁判権を受けることになると気付いている³⁰。例えば、チェコ共和国は、国内法から拒まれたとき、首尾よく事件の防御をしようとしただけで、費用のかかる国際的に一流の事務所の数人を雇った³¹。投資仲裁精度の秘密は、先導的な法律事務所の市場を保証するものである。

「仲裁は、選ばれた仲裁人次第だ」とよく言われる。おそらく、手続は、一段階早く始まっているのだ。適切な弁護士(仲裁人)を選びなさい、そしたら良い結果を導くべく連鎖反応が始まる。

Global Arbitration
Review²⁹

「裁判官」のことを知りなさい、「裁判官」でありなさい。

仲裁を専門とする弁護士には、もう一つ有利な点がある。彼らは、「裁判官」と知り合いなのだ。そして、「裁判官」も、彼らのことを知っている。一人の仲裁弁護士は、「[主導的な国際仲裁人の前で]只今、勝訴した。会合に出るたびに、その仲裁人が同席していた。我々は、互いの帳簿を読む。訴訟の相手方といえば、カギを握っていない。当方のグループのすべてのパートナーといえば、知る価値のある各仲裁人の面前に出廷している。過去数年間で、一度だけでなく何度も、その結果の内部事情を知っているのだ³²。」

仲裁人と知り合いになるほど、どのように仲裁人を説得させるかについてよくわかるようになる。また、よく知ることで、自己に有利な判決を下す人を選ぶ機会が増える。K&L Gates が主張していたことだが、「仲裁人と知り合いになることは、仲裁廷の過半数に訴えるような態様で、自己の事件を自ら確実に示し、仲裁人の好き嫌いとは一般的なアプローチを覚えることを意味する³³。なるほど、当事者は、仲裁人を指名するとき、弁護士からの指示に依拠する傾向がある。そのように、専門的な仲裁弁護士は、仲裁というコミュニティの「門番」となり、すきのないものに保っている³⁴。

また、上位の法律事務所の 20 名ほどの上級弁護士は、仲裁人としても活動し³⁶、自らのビジネスを成長させることに利害関係があるため、利益相反となる可能性のパンドラの箱を開いているのである。例えば、仲裁人は、別の事件では、弁護人として代表する顧客をえこひいきするように決める誘惑にかられる。仲裁人と弁護人の一人二役は、「投資仲裁制度の最も重要な問題の一つ」であると示している者がいる³⁷。しかし、仲裁人市場におけるリーダーの一つであるスイスの事務所の Lalive によると、「定期的に仲裁人となっている弁護士は、もっとも抜け目のない提唱者である³⁸」。(第 4 章参照)

すべては、「裁判官のことを知りなさい」という格言通りだ。さらにもう半分重要なことは、「確実に裁判官に自分のことを知ってもらおう」ことだ。主張者が調整人の面前でより長い時間をかけるほど、その面前では、より説得的な機会となる。

Global Arbitration Review³⁵

国に対する仲裁を増やすこと

国際投資仲裁を儲かるビジネスにすることは、利益を最大にするために制度を維持・拡大する大きな誘因を賢明な弁護士に与えている。顧客企業に絶えず訴訟の機会を知らせることが、国際仲裁弁護士としての日々の糧である。大規模な経済危機と闘う国に対する訴えを焚き付けることは、事業拡大の一つの方法であるが、弁護士は人災からも利益を得ようとしているのだ。

リビアにおける危機：石油およびガス会社にどの法的選択肢が利用できるか。

2011年のリビア内戦の最中に King&Spalding が発行した「Client alert」³⁹

リビアでの 2011 年の内紛を考えてみよう。世界の 대중は、差し迫った殺戮を恐れた事件に伴い、仲裁業界は、多国籍コミュニティにリビアにおける利益の防衛の方法について助言していた。企業は、投資協定を利用してリビア国家を訴えて、投資家が、リビアが「身の安全、設備、職員等の安全性に関する」公約を遵守しなかったことについて金銭補償を請求することができる **Freshfields** は示している⁴⁰。新政府は、民主制への移行の結果、独裁体制を支持した会社を補償しなければならない。

Clifford Chance、**Cleary Gottlieb** と **Fulbright** が行ったように⁴¹、**King and Spalding** は、リビアの石油・ガス会社が利用できる仲裁について警告した⁴²。著名な仲裁人である **Christoph Schreuer** は、リビアの内戦などの状況においては、投資協定の「かなりの」法律上の潜在性を認めており、武装紛争における投資の保護について書いている⁴³。

ハンガリーが、2011年のひどく骨の折れる公的債務削減のために、利益を上げている会社に対する租税を導入したとき、法律事務所の **K&L Gates** は、いくつかの「魅力的な仲裁の選択肢」を示した⁴⁴。スウェーデンの巨大エネルギー会社の **Vattenfall** は、ドイツが原子力の廃止に対する仲裁を発表したとき（27頁のボックス 5を参照）、英国の事務所の **Herbert Smith Freehills** は、どのように投資家が「英国において補償を求めるかが、ここでも類似の決断がされるべきである」と、分析している⁴⁵。

投資仲裁制度は、弁護士のためにあるものでなければ、今日のように存在しないだろうと確信している。

インドが 2012年に特許を付与されたがん治療薬のより安価なものを売ることをジェネリック薬製造者に許可したとき、**White & Case** は、特許権保有者の製薬多国籍企業は、「適用される二国間投資協定に基づき、救済を求めることができる」と指摘している⁴⁶。

Nathalie Bernasconi-Osterwalder、持続可能な開発に関する国際機関 (**International Institute on Sustainable Development(IISD)**)⁴⁷

専門的な仲裁法律事務所は、投資請求に関する潜在的なカギを認定する巨大なマーケティング部門を運営し、投資家を標的にしている⁴⁸。その助言にすべての会社に従っているわけではないが⁴⁹、それでも、アンビュランス・チェイサーが国際投資仲裁におけるブームで推進力となっている。ある弁護士が説明しているように、「弁護士は、紛争を生活の糧としている。現在の投資仲裁のような怪物を作り上げ、誇大宣伝をして弁護士や仲裁人としての自らの仕事にしている。投資仲裁制度は、弁護士のためでなかったら今日のように存在しないだろうと確信している⁵⁰。

投資仲裁弁護士は、単なるアンビュランス・チェイサーではない。彼らはまた、事故を作り上げている。というのは、しばしば、仲裁人としても、協定を非常に広範に解釈しているからだ。友人が、路上にバナナの皮を置いた後のアンビュランス・チェイサーとも幾分似ている。

Gus Van Harten 教授 (Osgoode Hall 法科大学院 (トロント))⁵¹

民主制における抑制

仲裁から利益を最大化することを求める法律事務所にとって、環境・公衆衛生および社会の安全性を守る国の規則が儲かるビジネスチャンスとなったのだ。法律事務所の Milbank の二人の弁護士が言ったように、「不運な政府の行為というものは、独裁的な取り決めのみから起こるわけではない。民主制がもたらしたポピュリズムは、そうした行為の触媒となるのだ⁵²。」

ドイツの法律事務所の Luther は、「助けて、没収されそうだ。」という題のパンフレットで、投資仲裁のための機会に乗じて、新しい租税、新規に導入される環境法、国が統制する価格などのシナリオを促した。2005 年のウクライナのオレンジ革命の余波で租税優遇および社会経済特区が廃止されたが、それは、また別の具体例として示されている⁵⁴。

弁護士を訓練するための役割からの抜粋⁵³

投資弁護士：架空の国であるルリタニア王国において援助してもらえるタフな訴訟代理人をお探しのことと思いますが、私は、ここで、ルリタニア王国でのこの問題に対して全く異なったアプローチを提案します。Toll-Story (架空の建設会社) が受けるに値する補償のようなものが、貴方が取るべきアプローチであると当方の経験に基づいて確信しております。

Toll-Story 顧問：これはどのようなアプローチですか。

投資弁護士：BIT に基づく請求を考えましたか。

Toll-Story 顧問：BIT だって？

投資弁護士：二国間投資協定のことで。

Toll-Story 顧問：二国間投資協定だって？それは何だね。

[BIT 制度に関する長いやりとり]

投資弁護士：BIT によってルリタニア王国の栽培所からは出ていき、Toll-Story のために何百万ドルもの最低額の判決を下す権限を持つ独立した中立の仲裁人団の面前に立ち、その裁定額を取ることができて、世界中で 142 か国における判決として扱うものですよ。

Toll-Story 顧問：なるほど。そいつは面白い。もっと聞かせてくれ。

King & Spalding のプロフィール

King & Spalding は、この10年で国際仲裁法律事務所のトップランキングに入ったが、もっぱら投資家と国との間の仲裁に絞っている。Global Arbitration Review によると、本事務所の成功のカギは、アルゼンチンに対する ICSID 事件に勝訴したことである⁵⁵。King & Spalding は、2012年2月までにアルゼンチンに対して提起された49件のICSID事件のうち少なくとも15件で投資家を代表したが⁵⁶、これは、他の法律事務所よりも多い。本事務所の国際仲裁グループの共同代表である Doak Bishop は、「アルゼンチンの通貨危機から生じた請求に関して頼りになる弁護士」と思われている⁵⁷。彼は、ブエノスアイレス地区にある民間水道・下水システムを継承して、2000年に藻類の大発生に関してその地方当局が非難したため、アルゼンチンを訴えた、米国会社の Aurix のために、1億8,500万米ドルもの驚異的な補償金を確保したのだ。

King & Spalding の第2の専門は、「巨大メジャーおよびメジャー国際石油・ガス会社」の仕事である⁵⁸。90年代半ばに、ヒューストンを本拠とする巨大石油会社の Texaco の要請に従い、ヒューストン事務所を開設したが、Texaco は、King & Spalding に、訴訟の必要性に対処することを望んだ。それ以来、本事務所は、エネルギー会社に対して「大規模な国際エネルギープロジェクトに災難が降りかかるときの利用可能な戦略的な選択肢」の一つとして、仲裁に注意を向けさせた。「災難」には、新しく選ばれた政府がプロジェクトを終了させること、内戦および犯罪容疑で会社役員が逮捕されることが含まれる⁵⁹。エネルギー関連の紛争は、投資家と国との間の紛争という大きなシェアとなったのである。

King & Spalding は、現在、エクアドルとの紛争で Chevron を代表している。Chevron は、エクアドルの裁判所が判決を下したように、アマゾン熱帯雨林における石油採掘関連の汚染を浄化するための180億米ドルの支払いを回避するために仲裁を開始した。本件は、投資仲裁を「実にひどく乱用するもの」で正義を回避するものとして非難されている⁶⁰。Doak Bishop は、別の側に立ち、Chevron の生態学上の破壊により損害を受けた熱帯雨林のコミュニティを無関係なものとして退けた⁶¹。

Chevron とエクアドルの事件で投資家に指名された仲裁人である、Horacio Grigera Noan は、King & Spalding との密接なビジネス上の関係のために、熱帯雨林のコミュニティから非難を受けた⁶²。エクアドルに対する米国の石油会社の別の事件では、投資家に指名された仲裁人の Guido Tawil は、当該石油会社の顧問であった King & Spalding と「かなり親密な関係」があったとの申立により、辞任した⁶³。

King & Spalding は、ワシントン、ニューヨーク、パリ、ロンドン、およびシンガポールなどの主要な仲裁のハブから仕事をしている約 50 名の仲裁弁護士がいる⁶⁴。本事務所の何人かは、仲裁人として仕事をし、ICC の国際仲裁裁判所などの仲裁機関で奉職している⁶⁵。Margrete Stevens は、「個人営業を営んでいる最上級の前 ICSID の役人で⁶⁶、ICSID で 17 年間務めた後、King & Spalding に加わった。また、その同僚は、投資の政策立案者とかなりの接点がある。例えば、Guillermo Auilar-Alvarez は、NAFTA（米国、カナダおよびメキシコとの間の北米自由貿易協定）におけるメキシコ政府の法律顧問であった⁶⁷。

King&Spalding の弁護士は、投資紛争において、めったに国を代表せず、2012 年 3 月のウェブサイトに挙げられていた 37 件の投資家と国の紛争のうち 35 件で会社の代表を務めている⁶⁸。

政府を怯えさせて服従させること

また、仲裁弁護士は、政府を怯えさせて服従させる方法として、投資紛争のおそれを利用するように依頼人に奨励している。Lutherによると、「解決を常に目指すべきだが、不気味にそびえ立つ投資協定の請求という陰に達することは容易である⁶⁹。」Lutherは、ドイツに対してスウェーデンの巨大エネルギー会社の Vattenfall のために紛争解決を保証したことに関与しているが、これは、政府が、多額の補償請求に直面して基準を下げた典型的な事例である(27 頁ボックス 5 を参照)。

ほぼすべて新しい環境規制に関して、カナダ政府の期待に添うニューヨークやワシントンDCの法律事務所からの書簡を見た。新規の発案のほとんどすべてが標的になっており、そのほとんどが日の目を見ない。

元カナダ政府高官⁷⁰

投資仲裁は、もはや最後のよりどころではなく、こうした「先制攻撃」は、起こるようだが、国に対するより広範な訴訟合戦における政策上の武器である⁷¹。公衆衛生および環境保護に関する法律案およびすでに採用された法律が巨大な損害賠償請求のおそれのために、断念され効果が弱まったという証拠がある。例えば、カナダは、Big Tobacco が補償を求めたおそれがあった後、特定の喫煙禁止政策を求めなかった⁷²。NAFTA の投資家と国の条項が発効して 5 年後、元カナダ政府の高官が、記者に次のように述べた。「この 5 年間でほぼすべての新規環境規制と原案に関してカナダ政府の期待に添うニューヨークとワシントン DC の事務所からの手紙を読んだ。それには、乾式清浄の化学成分、医薬品、殺虫剤、特許法が含まれていた。新しい発案のほとんどすべてが標的にされ、そのほとんどが決して日の目を見ることはなかった⁷³。」

3次元のチェスでお金儲け

BIT 漁りと投資構造

弁護士は、投資家が国に対する請求について最も投資家に有利な条約を選ぶように援助する。これは、「BIT 漁り」(BIT とは二国間投資協定のことである)として知られている。多国籍企業は、その世界的な活動範囲のおかげで、同じ事実に基づいて、数か所の裁判所で同じ国を訴えることができる。「3-D チェス」と比べられている、この「多重前線戦争」の最も有名な事件の一つに⁷⁴、米国の化粧品会社の億万長者の Ronald Lauder は、米国とチェコとの二国間投資協定に基づいてチェコ共和国を訴え、それから再び、オランダとチェコとの二国間投資協定に基づいて、チェコ共和国を訴えた(投資は、オランダの車両経由でなされた)。後者の事件では、チェコ共和国は、2億7,000万米ドルと利子の支払を命ぜられ、

この額は、同国の医療予算の全額に等しい。最初の事件は、却下された⁷⁵。

また、弁護士は、依頼人が、投資家に最も有利な仲裁ルートへのアクセスを確保するために、「投資家保護のための企業構築」と婉曲的に呼ばれるものについて、依頼人に助言する。自称「外国政策の弁護士」の Robert Amsterdam は、次のように説明している。「より強力な BIT を利用するために、投資家は、より大きな安全性を求めて第三国を通じて、会社の構築を考えなければならない。例えば、ボリビアに投資することを考えているカナダの会社は、スウェーデンにペーパーカンパニーを作り、より強力な協定の保護措置を与えてもらうことを選択できる⁷⁷。このようなオフショアのおかげで、リトアニアの会社は、ウクライナが 98% を所有しているにもかかわらず、BIT に基づいて、ウクライナを訴えることができた⁷⁸。

BIT をずる賢く利用することは、犯罪ではない。

Elvira R. Cadelshina(ロシアの法律事務所の Khrenox & Partners)⁷⁶

特にオランダは、世界でも最大の投資協定網の一つを有しており、「条約利用」のための評判の良い「門番」である⁷⁹。これは、オランダを「通じて」、エネルギーの豊富な開発途上国における世界的な投資広告を見て回る、アムステルダムに本拠のある De Brauw Westbroek などの会社のおかげである⁸⁰。米国会社の Baker Mckenzie は、オランダの仲介会社を通じて中国に投資を行うように、米国の顧客に助言している。その理由は、米国と中国の投資協定は一切ないが、オランダにはあるからだ⁸¹。オーストラリア政府が 2011 年 4 月に投資家と国との仲裁を無視したとき、Clifford Chance は、外国の国を訴えることを望んでいるオーストラリアの企業にとっては「非常に評判の良い選択肢」として、オランダを示している⁸²。

ボックス5

Vattenfall を代表

環境と民主制の厳しい非難

2009年に、スウェーデンのエネルギー巨大企業の Vattenfall は、ドイツに対して、最初に周知となった投資協定の請求を提起した。当社は、ハンブルクにあるエルベ川の土手にある火力発電所について冷水の使用と放出を制限する環境措置の補償に14億ユーロ（19億米ドル⁸³）を要求した。ドイツが環境基準の効力を弱めることに同意した後、解決したが、発電所が河川と野生動物に対して有する影響が悪化したのであった⁸⁴。

平和を望んでいる人に
戦争の準備をさせよ。

ヴェゲティウス
(Vegetius)4世紀

我々は準備している。

法律事務所の Luther が
仲裁仕事を宣伝⁸⁵。

Vattenfall は、味をしめて、2012年5月に、ドイツに対する第2の投資家と国との紛争に着手し、2つの原子力発電所に関連する損害賠償を求めた。福島の影響とドイツの世論の強固な反原発姿勢が続いて、ドイツ政府は、原子力を段階的に廃止することに決めた。その段階的廃止の決定がなされたときに2つの工場は稼働していなかったにもかかわらず、Vattenfall は、37億ユーロ（46億米ドル⁸⁶）の補償を請求している⁸⁷。

双方の場合、ドイツの法律事務所の Luther とスウェーデンの事務所の Mannheimer Swartling が Vattenfall の代表を務めた。この2つの事務所は、世界でも最大のものではないが、その仲裁実務は、世界的なものである。

Manhaimer Swartling の60名の弁護士からなる強力な紛争解決チームは、その事務所の「有力なグループ」であり⁸⁸、弁護士は、スウェーデン、ドイツおよび香港を本拠とし、さらに、定期的にモスクワにも進出している⁸⁹。BIT および元ソビエト連邦の国も含めたエネルギー憲章に関する条約（Energy Charter Treaty）に基づいた紛争に関連するエネルギーおよび天然資源を専門にしている。本事務所の弁護士のうち6名は、仲裁人を務めており⁹⁰、元 White & Case の弁護士の Kaj Hobér も含まれるが、彼は、300件を超える仲裁に出廷している⁹¹。

「現在最高位の弁護士兼大学教授の一人として⁹²」、Hobér は、スウェーデンの Uppsala 大学で教授に任命され、投資協定の仲裁の欧州最初の修士課程のプログラムを率いている⁹³。

Luther は、世界でも上位100の仲裁事務所の中でも唯一3つのドイツの事務所の中の1つであり⁹⁴、自らを「ビジネス法事務所」としており、「ビジネスマンのように考え行動している⁹⁵。」また、エネルギー憲章に関する条約に基づく紛争を専門にしているようであり、パートナーの Richard Happ は、エネルギー憲章会議の事務局で自らの法的訓練を積んでいる⁹⁶。また、Happ は、仲裁人を務めており、ドイツ政府が発行するパンフレットを共同著作し、投資仲裁に熟し

た数多くの公共政策を示している(24 頁参照)。

Vanttefall 案件の第 3 の役者は、米国の事務所の **K&L Gates** であり、ドイツ政府を代表している。後者は、本件に関する本事務所の弁護士の Sabine Konrad と Lisa Richman が国に対する投資条約事件のきっかけを求める最も先を見越した投資弁護士である (19 頁、23 頁参照)。また、Konrad は、仲裁人を務めており、欧州の投資政策の改革に対して動員された (28 頁参照)⁹⁷。彼女は、ドイツに対する最初の事件において Vattenfall 側の Mannheimer Swartling の弁護士の一人であった Johann von Pachelbel とともに、K&L Gate の仲裁業務を先導している⁹⁸。

更なる請求への道を開くこと

また、法律事務所は、仲裁規則が広範囲で、投資家に有利であると保証するのに重要な役割を果たし、将来のビジネスを増やしている。不当な扱いを受けた投資家が同じ事実に基づいて、並行して訴訟を提起すべきだろうか。98%のウクライナ人所有の投資家がウクライナの持ち株会社を通じてウクライナを訴えられるか。具体的事件だけでなく投資家の将来の成功の機会について、このような争いのある法的問題事項に対する答えでもある。調査が明らかにしたところによると、仲裁廷は、広範囲に投資家が有利となるような解釈で、そのような問題を解決する傾向があり、国に対するさらに多くの課題について道を開いている⁹⁹。しかし、仲裁人は、最終的に、これらの問題を決定し、当事者の弁護士は、根本的な議論を前に進める際に主要な役割を果たす¹⁰⁰。法律事務所が永続し、投資仲裁制度の不公平を悪化させる、また別の方法である。

政府を教示し、新規顧客を増やすこと

仲裁専門の法律事務所は、政府のために特定の投資条約について交渉し、仲裁について政府に教示し、条約の草案について助言しているようでもある。例えば、スイスの法律事務所の **Lalive** は、開発途上国における能力強化（組織的な能力・基礎体力の構築）のために、国連の機関である **UNITAR** のための投資仲裁の定期的な E ラーニング・コースを運営している¹⁰¹。貧困国の役人は、臨時の奨学金を得ているが、**Lalive** は、潜在的な新規顧客のリストから利益を得ているのだ。

2011年11月、ガーナ、ガンビア、リベリア、南アフリカ、ウガンダおよびエジプトの12名の政府関係の弁護士が、投資法および仲裁に関する、まる一週間の研修に出席したが、これには、**Salans**、**Hogan Lovells**、**Volterra Fletta**、**WilmerHale** および **Allen&Overy**（これらは、講師を派遣している）などの大手の多くの仲裁事務所が資金を提供している¹⁰²。

我々は、**BIT** の草案と交渉ならびに政府の政策を実施する際の投資に関する請求のリスク管理について、政府に助言を与えている。

投資条約改革を抹殺するようにロビー活動をする

政府が、国際投資体制が責任のある公共政策に対して示す脅威を認識すると、ますます多くの者が、投資家と国との紛争に法的にさらされることを減らそうとする（16頁参照）。業界団体と大手法律事務所は、改革プロセスに対抗するために、激しいロビー活動を繰り広げており、不当ではあるがかなり儲かる制度を作り上げた¹⁰⁴。

Hogan Lovells¹⁰³

EUにおける現在の議論は、適切な事例である¹⁰⁵。2009年のリスボン条約(**Lisbon Treaty**)が発効すると、弁護士は、EUにおける投資条約の抜本改革のリスクに直面した。労働組合と市民団体は、公的利益と民間の利益のさらなる均衡を保証するために、EU加盟国の**BIT**の総点検を長らくの間、求めていた。彼らは、まったく新しい世代の協定を提唱した。それは、投資家と国の紛争解決がなく、投資家の義務・その権利に関するより正確で制限的な文言、および規制を行う国の権利の明確な言及のあるものだ。また、欧州議会の加盟国（**MEP**）の中には、こうした方向に向かう国もあった。

当該制度内には、その現在の運営方法を支持し、政府に条約に署名するよう奨励している人がいる。彼らは、弁護士として仕事し、政府に助言し、投資条約に関するこれらの懸念のほとんどすべてが誇張されており、投資条約への署名を続けるべきだと政府に言っている。

国際投資法研究者¹⁰⁶

しかし、それは、仲裁業界が思っていたことでなかった。この議論に影響を及ぼすために、Hogan Lovells、Herbert Smith、Freehills および Baker McKenxie などの事務所は、Deutsche Bank と Shell などの投資条約に基づいて国を訴えたものを含めた多国籍企業とともに、「非公式だが確かな情報に基づく」討論に、EU の政策策定者を招いた。ドイツの法律事務所の De Brauw は、MEP にある論説を送り、欧州議会の穏健な改革案を酷評した。こうした事務所からのメッセージは、明瞭だった。既存の BIT と高度な投資家保護、そして特に、投資家と国との仲裁は、維持しなければならず、投資保護は、労働または環境基準に関連してはならない。

また、投資弁護士は、EU 諸国間で署名された投資協定を維持したがっていた。Shearman & Sterling の精鋭の仲裁人である Emmanuel Gaillard は、提案通りに廃止され場合の「悲惨な経済的状況」について警告した¹⁰⁷。De Brauw と K&L Gates は、その警告を繰り返した¹⁰⁸。しかし、それらの事務所は、個別的に、いわゆる EU 内の BIT からかなりの利益を得ていることを言い忘れ、このビジネスそのものための法的基盤を維持するようロビー活動を行っている同じ EU 政府を訴えている。例えば、De Brauw は、オランダとスロバキアの BIT に基づき、スロバキア政府に対して 1 億ユーロ（1 億 4,200 万米ドル¹⁰⁹）の請求において、オランダの保険会社の Eureko を代表している。スロバキア政府は、従前の政権の医療民営化政策を取り消し、医療保険会社に非営利ベースで操業するように要求した¹¹⁰。

政府内外を歩く投資弁護士

国際投資法の意義のある改革との闘いにおいて、仲裁業界は、投資条約の交渉と論争に責任を負う国会議員と政府役人に対する最高のアクセスに頼ることができる。これらの公僕も多くは、同じ会議に出て、ガラディナーで交流する。そして、仲裁弁護士会（特に米国）の多くは、政府と国際機関の経歴を有している（ボックス 6 を参照）。

回転ドア（人の入れ替わりの激しい組織）は、仲裁業界に価値のある内部関係者のアクセスを与える。あるインタビューで、元米国政府の内部関係者で、現在は法律事務所の Weil Gotshal & Manges に務める Theodore Posner は、自分と、自分と同じ他の者が、「どのように政府高官が条約を交渉し、どのように問題点を分析するか」について説明した。彼は、今、将来の米国の投資協定を仕立てて自分の顧客会社の必要に合わせるようにロビー

活動を行っている¹¹¹。

また、そのような回転ドアは、将来の雇用主の利益を含めて、私的な利得のために地位を利用する役人を招くことにより利益相反（利害の対立）を育んでいる。NAFTAの投資章の交渉人とアドバイザーの幾人かは、仲裁業界でもおなじみの名前となっており、米国側で交渉した Daniel Price（44 頁のプロフィールを参照）、Jan Paulsson（40 頁のプロフィールを参照）と King & Spalding の Guillermo Alvarez Aguilar（両者ともに、メキシコ政府に助言を与えた）などがある。NAFTA が署名されるとすぐに、これらの弁護士は、その署名した 3 か国を訴えるように会社に勧めた。1995 年の記事で、Paulsson は、会社が国を訴えることができるだけで、その反対はない、「国際仲裁のこの新しい領域」に感激した¹¹²。

ボックス 6

象徴的な回転ドアの事例

パリが本拠の法律事務所の Salans の **Baron Legum** は、以前は、Debevoise & Plimpton に務めていたが、2000 年から 2004 年まで米国国務省と関係があった。彼は、投資家紛争に対して米国政府を擁護し、主導的な弁護士で新たな投資協定を開発するのに役立った。今日、彼は、その期間得た職見を、カナダの製薬会社の Apotex などの会社に売ったが、当該会社は、NAFTA の投資章に基づき、少なくとも 5 億 2,000 万米ドルを求めて米国を訴えている¹¹³。また、Legum は、仲裁人でもある。

K 通りの法律事務所の Greenberg の **Regina Vargo** は、米国政府での 30 年を過ぎてから、当該事務所に加わったが、米国政府では、CAFTA-DR（米国と中央アメリカのドミニカ共和国と協定）などの自由貿易および投資協定のチーフ交渉人などを務めた¹¹⁴。ある同僚によると、「CAFTA にあれほど個人的に精通している者にはいなかった。」¹¹⁵ その条約に基づく最初の投資家と国の訴訟では、Vargo は、米国の鉄道会社の投資家のために、グアテマラ政府から約 1,200 万米ドルの最低額を獲得した。ある労働組合員のコメントによると、「彼女は、米国通商代表部（USTR）から支払いを受け、中央アメリカの米国投資家の代わりに、良い取引をまとめた。そして、今や、彼女は、その最初の事例を持ち出して、どのように CAFTA のような条約がこれらの投資家に有利であるかを説明している¹¹⁶。

米国の事務所の Foley Hoag の **Anna Joubin-Bret** は、国連貿易開発会議 (UNCTAD) とともに 15 年を費やし、投資協定の問題点について開発途上国に助言していた。Joubin-Bret は、UNCTAD の悪名高き署名当事者の集団の主導的調整者であったが、そこでは、開発途上国は、たくさんの交渉人のいる部屋に誘い出され、たくさんの投資協定の署名国とされたのだ¹¹⁷。Foley Hoag では、Joubin-Bret は、投資家と国の紛争において、国を代表し、条約の草案の際に助言を与えている。

我々のチームのメンバーは、知識と経験が一致しておらず、しばしば、世界中の政府での従前の仕事を理由に集められている。仲裁の実務に関して、Slidley Austin¹¹⁸

企業の熱情の守り神

2001年、ジャーナリスト兼作家の William Greider は、NAFTA の投資の章を、政府が規制するたびに、政府に補償を強いるための業界の長期戦略の賜物であると記した。彼が示すところによると、企業弁護士は、このアイデアを実践するための「主要な伝導ベルト」であった。「彼らの役割は、正当に評価されていないことが多いが、炎の番人（精神の承継者）として行為を行うことであり、何年にもわたり、選ばれた政治家または企業の CEO のつかの間の影響力を超えて、長期的な政策目的を育んでいる。彼らは、自ら、政府の内外を動き、後に私的な弁護活動に戻ったとき、顧客企業を代表して、道具として利用する公的なテキストを書くのに手助けをするのだ¹¹⁹。」

“探検家は、国際仲裁のための新たな領域を発見するために出発した。彼らはすでに、幾つかの島にたどり着いているが、巨大な大陸を示す地図を準備していたのだ。”

Freshfields の Jan Paulsson が、1995年に投資仲裁を促した¹²⁰。

投資弁護士の工具箱

クラブの一員になること Blackberry を利用して、仲裁会議に出席すること。高価なリストサーバーを定期購入すること。他の投資弁護士、資金提供者および大学関係者と仲良くなること。

政府役人を引き抜くこと その内部情報は非常に貴重で、彼らの元同僚との接点は役に立つ。

仲裁人と知り合いになること 仲裁人が読んでいるもの、書いているもの、考えていること、好き嫌いを知ること。仲裁人のことが分かればわかるほど、説得して有利な判決を得やすくなる。

仲裁人になること さらに良いことだ。定期的に仲裁人となる弁護士ほど抜け目のない者はいない。

自らの仕事を作り出すこと 戦争、経済危機および政局の変化を観察すること。市場調査を行うこと。投資仲裁はそうした動乱で金儲けする方法であると顧客の多国籍企業に説得すること。

自らの仕事を膨らませること 条約漁りに賢明であること。同じ事実に基づいて、並行して国に対して請求すること。争いのある法的問題点について、高価で投資家有利な解釈を提唱し、将来の更なる紛争へと道を開くこと。

国家を騒がすこと 何百万もの投資家による請求のおそれにより政府に行動させること。成功報酬取引で、解決から利益を得ることができる。

助言者であること 哀れな政府およびすべての新規顧客に対して自由な度量の構築を申し出ること。おそらく、条約の起草の助言さえも可能である。

投資条約改革に対してロビー活動を行うこと 投資条約はドル箱だ。儲けを減らすことになりかねない改革案と闘うこと。

但し、制度を守ること 投資条約仲裁は、合法性の危機にある。損なうことなく儲けを維持するため、特定の小さな改革を受け入れねばならない。

<文末脚注>

¹ Market Lars (2012年)「法律実務の出資法」5月18日、ケルンの国際投資法センターでのプレゼンテーション。未公認の翻訳:Pia Eberhardt

² Happ. Richard Bischoff、Jan Asmus (2011年) 国家破産による法的保護はあるか (Rechtsschutz be Staatsbankrott? Luther News 8月16日号 1頁、6頁: 翻訳(Pia Eberhardt)

³ UNCTAD (2011年) 公的債務再建と国際投資協定、Issues Note 第2号 (7月)

⁴ Peterson, Luke Erik(2008年) 総括: アルゼンチンとその多くの投資協定仲裁はどうなるか。投資仲裁レポーター (Investment Arbitration Reporter) 12月17日

<http://www.iareporter.com/articles/20090915> (2012年9月2日)

⁵2008年、アルゼンチンの教師の平均給与は、1カ月あたり2,158ペソであった。

<http://www.cippec.org/Main.php?do=documentsDoDownload&id=468> 医師は、

4,000ペソであった。

<http://www.semanaprofesional.com/?nota=2258> と

<http://www.semanaprofesional.com/?nota=13220>

⁶ Konrad, Sabine F./Richman, Lisa M (2011年) 国債に関する国の債務不履行に関する投資協定の保護—Abaclat 対アルゼンチン共和国事件のより広い示唆 (K&L Gates Legal Insight) 10月17日 1頁、4頁

⁷ Heneghan, Patrick/Perkams, Markus (2012年) クローバック条項—仲裁は、不

均衡是正に対してギリシャの国債保有者に役立つか。Legal Week.com 5月11日

<http://www.legalweek.com/legal-week/analysis/2173647/clawback-arbitration-help-greek-bondholders-gain-redress> (2010年6月15日)

⁸ Nolan, Michal D/Sourgen, Frédéric G. (2011年)国際法における米国とEUの債務危機—事前見直し Wall Street Lawyer

15:10、Leijten, Marniz/van Genus、Edward(2011年) ギリシャは日々債務の返済をしなければならない。9月23日、Strik, Daniella(2012年) ギリシャの共同行為条項案 (5月) が国際法上の義務のきっかけとなる。

<http://kluwer.practicesource.com/blog/2012/proposed-greek-collective-action-clauses-law-may-trigger-its-international-law-obligations/> (2012年7月11日)

⁹米国の法律事務所のMilbank, Tweed, Hadley&McCloyのプロフィール (2012年)

<http://www.americanlawyer.com/firmProfile.jsp?name=Milbank%2C+Tweed%2C+Hadley+%26+McCloy> (2012年8月23日) 為替相場1€=1.295USDに基づく (2011年12月31日)

¹⁰ドイツの法律事務所のGröpper Köpkeは、500名のドイツ人貸主からなるグループを代表し、およそ1億ユーロを求めている。また、米国を本拠とする事務所のBrown Rudnick と Bingham McCutchen は、債券保有者に類似の助言をしたと報告されている。Karadelis Kyriaki (2012

年)「ギリシャは、新たなアルゼンチン
か」 Global Arbitration Review、6月12
日
<http://www.globalarbitrationreview.com/news/article/30603/greece-new-argentina>
(2012年6月13日)

¹¹ 協定の事件数は、法律事務所が Global Arbitration Review (GAR)に提供したものであり、GAR は検証を行っていない。それらは、2011年9月に係争中の投資仲裁に関連している(他に示されている場合をのぞく)

<http://www.globalarbitrationreview.com/gar100/>

¹² 具体例には、Allen & Overy (英国)、Baker & McKenzie (米国)、Baker Botts (米国)、Clifford Chance(米国)、Covington & Burling (米国)、de Bauw Blackstone Westboek (オランダ)、Dechert (米国)、Derains & Gharavi (仏国)、Herbert Smith Freehills(英国)、Lalive(スイス)、Mannheimer Swartling(スウェーデン)、Milbank, Tweed, Hadley & McCloy (米国)、Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom (米国)、Squire Sanders(米国)、Volterra Fietta(英国)、Well, Gotshal & Manges(米国)、Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr(米国)および Wolf Theiss (オーストリア)が含まれる。

¹³ 脚注 11 を参照

¹⁴ 別段に示されていない限り、本コラムの数字は、雑誌の American Lawyer から取ったものである。(世界で 100、米国 200、または個別の会社の雑誌によるプロフィール)

¹⁵ 同書

¹⁶ 著者による計算に基づいて、雑誌 American Lawyer による事件から引用し、会社のウェブサイトについては Investment Arbitration Reporter (<http://www.iareorter.com/>) によるもので、投資協定仲裁のポータルサイトに基づく (<http://italaw.com/>)

¹⁷ Chambers Associates (2012年) Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mostle LLP <http://www.chambers-associate.com/Law/FirmFeature/3832> (2012年10月23日)

¹⁸ Cleary Gottlieb の広報部長である Amy Fantini Deschodt によると、当該事務所は、2011年には10件を超える投資家・国家間の協定紛争に関与した。Amy Fantini Deschodt から欧州企業監視所(Corporate Europe Observatory)へ宛てた E メール。2012年8月28日付。

¹⁹ Appleton & Associates の経営執行パートナーである Barry Appleton によると、本事務所は、2011年には、10件を超える投資家と国との間の協定紛争に関与した。Barry Appleton から欧州企業監視所(Corporate Europe Observatory)へ宛てた E メール。2012年8月21日付

²⁰ Zeughauser Group (2012年) トップ法律事務所の手引書(Z guide to leading law firms) 44 頁

²¹ 同書

²² Freshfields Bruckhaus Derginer (2010) 二国間投資協定。政府の介入のリスク管理 6月。2 頁

²³ Markert, Lars(2012年) 脚注 1 を参照

²⁴ Casley Gera, Ravinder (2009年)、仲裁

のグローバリゼーション、The Chambers Magazine、

http://www.chambersmagazine.co.uk/Articles/20100507_6 (2012年5月16日)

²⁵ Peterson, Luke Eric (2010年)投資家と弁護士はICSID仲裁の余波で、成功報酬のことで仲たがいしている。Investment Arbitrator Reporter、5月7日

http://www.iareporter.com/articles/20100507_6 (2012年6月15日)

²⁶ Global Arbitration Review (2012年) Global Arbitration Review 100、2012年仲裁専門の事務所のガイド 3頁

²⁷ 同書

²⁸ Casley Gera, Ravinder (2009年)、脚注 24 を参照

²⁹ Global Arbitration Review (2009年) Global Arbitration Review 100、2009年仲裁専門事務所のガイド 2頁

³⁰ Gottwald, Eric (2007年) プレー場所を平等にすること：投資協定仲裁における開発途上国のための法支援センターのための時期か。米国の大学の国際法レビュー

(American University International Law Review) 22:2, 237-275, 252頁以下

³¹ Bouc, Frantisek/Aust. Ondrej (2009年) チェコは、仲裁規則を受け入れている。

Lidove Noviny、7月9日

³² Global Arbitration Review (2012年)、脚注 26 を参照

³³ K&L Gates(2012年) 国際仲裁 なぜ K&L Gates なのだろうか。当所の仲裁実務の主な顕著な特徴 1頁

³⁴ White & Case/Queen Mary University of London International School of Arbitration (2010年) 2010年国際仲裁調

査。国際仲裁の選択 27頁

³⁵ Global Arbitration Review (2012年)、脚注 26 を参照。4頁

³⁶ 25名の弁護士が仲裁人である

Freshfields は、市場のリーダーである。Global Arbitration Review (2012年)を参照。Freshfields Bruckhaus Deringer

<http://www.globalarbitrationreview.com/journal/article/30337/freshfields-brckhaus-deriger/> (2012年8月16日)

³⁷ 持続可能な発展に関する国際機関 (the International Institute on Sustainable Development(IISD)) の上級弁護士の Nathalie Bernasconi-Osterwalder との Eメールのやりとり

³⁸ Global Arbitration Review (2009年) (31頁) 脚注 29 を参照

³⁹ King&Spalding (2011年)、顧客よ、用心せよ。リビアにおける危機。どのような法的選択肢を石油・ガス会社は利用できるか。5月

⁴⁰ Freshfields Bruckhaus Deringer (2011年) “Client Alert” リビアにおける危機。どのような法的選択肢を石油・ガス会社は利用できるか。5月

⁴¹ 例えば、以下参照。Clifford

Chance(2011年) リビア国機関との契約—現在の危機の示唆 3月 Annacker, Claudia/Maydell, Niklas (2001年) リビア：戦場にいる投資家にお詫びします。

(Entshädigung für Investoren im Kriegsgebiet)、Die Presse http://diepresse.com/home/wirtschaft/684109/Libyen_Entshaedigung-fuer-Investoren-im-Kriegsgebiet、8月8日、Fulbright(2011年) 予期された新しいピ

ジネスチャンスだが、リビアにいる投資家の前には困難な時期であろうか。9月。

http://www.fulbriht.com/index.dfm?fuseaction=publicactions_detal8pub_id=50868site_id=4948detal=yes (2012年5月17日)

⁴² King & Spalding (2011年)、脚注39を参照

⁴³ Schreuer, C.H. (2011年) 武装紛争における投資の保護 早期公開 Transactional Dispute Management、6月

⁴⁴ K&L Gates (2011年) 仲裁に注意。ハンガリーの特別売上税に対する国際仲裁、1月17日

⁴⁵ Poulon, Ed/Davies, Richard(2011年) Vattenfall 対ドイツ：原子力の選択と投資仲裁。商業上の紛争の解決。11月10日
<http://www.cdr-news.com/arbitration-and-adr/112-articles/1554-vattenfall-vs-germany-the-nuclear-option-and-investment-arbitration> (2012年5月19日)

⁴⁶ White&Case (2012年) インド特許庁は、Bayer の Nexavar に強制実施権を付与する。多国籍製薬会社のための示唆。4月
<http://www.whitecase.com/alerts-0422012/> (2012年6月)

⁴⁷ 持続可能な開発に関する国際機関 (IISD) の上級弁護士の Nathalie Bernasconi-Osterwalder とのインタビュー 2012年6月15日

⁴⁸ Markert, Lars (2012年)、脚注1を参照。

⁴⁹ 例えば、その業務を宣伝している仲裁専門事務所からの最近の訪問についての General Electric の社内弁護士の Michael

Mellwrath の反応。Mellwrath は、代替可能なものと扱われたと感じており、

General Electric 社の調停の利益は、(仲裁と比べて) 個人的なかわいい趣味としてバカにされたと感じている。

<http://kluwarbitrationblog.com/blog/2011/04/12/anti-arbitration-feedback-on-your-recent-pitch/> (2012年8月28日)

⁵⁰ Nathalie Bernasconi-Osterwalder とのインタビュー、脚注47を参照

⁵¹ トロントの Osgoode Hall Law School, York University の Gus Van Harten 準教授とのインタビュー 2011年11月30日

⁵² Nolan, Michael/Baldwin, Teddy (2012年)、政府行為に直面したときのリスクの最小化。Project Finance International 5月16日、47-49、脚注1

⁵³ Arbitration International (2008年)、ICSID 事件の誕生—第1、場面1
Arbitration International 24:1、5-15、pp.6ff.#

⁵⁴ Germany Trade & Invest (2011年) 助けてくれ。収用される。外国投資を守りに来てください。5頁 翻訳：Pia Eberhardt

⁵⁵ Global Arbitration Review (2010年)
Global Arbitration Review 100、2010年仲裁専門事務所のガイド、50頁

⁵⁶ 2012年2月23日の ICSID のウェブサイト上に挙げられていたアルゼンチンに対する事件に基づいて、自ら計算したもの。
<http://icsid.worldbank.org> (2012年2月23日)

⁵⁷ Goldhaber, Micheal D. (2007年) ヒューストン、仲裁がある。Focus Europe、2-

4、3 頁

⁵⁸ King & Spalding (2011 年) Annual Review 2011、5 頁

⁵⁹ Bishop, Doak.R./Dimitroff Sashe D./Miles. Craig S. (2001 年) 主要な国際エネルギープロジェクトに災難が降りかかった時に利用可能な戦略上の選択肢、Texas International Law Journal 36、635-688、636 頁

⁶⁰ ウェブサイトを参照。

<http://chevrontoxico.com/> その話の Chevron 版に関しては、<http://www.theamazonpost.com/> を参照。

⁶¹ The Chevron Pit (2012 年) Maria Aguinda。Chevron を破った祖母。<http://thechevronpit.blogspot.de/2012/04/maria-aguinda-grandmother-who-beat.html> (2012 年 4 月 5 日)

⁶² Amazon Defense Coalition (2012 年) Chevron の仲裁人は、痛烈な倫理上の問題を被った。エクアドル人の主張。<http://chevrontoxico.com/news-and-multimedia/2012/0223-chevrons-arbitration-suffers-from-acute-ethical-problems.html> (2012 年 3 月 10 日)

⁶³ Ross, Alison (2012 年) Tawil と Stern は仲裁廷から退いた。Global Arbitration Review、2 月 23 日
<http://www.globalarbitrationreview.com/news/article/30195/tawil-stern-step-away-tribunal/> (2012 年 3 月 23 日)

⁶⁴ King&Spalding (2011 年)、脚注 58 を参照、13 頁

⁶⁵ King&Spalding (2012 年)、国際仲裁、概要

<http://www.kslaw.com/practices/International-Arbitration/Overview> (2012 年 2 月 22 日)

⁶⁶ Global Arbitration Review (2010 年)、脚注 55 を参照、50 頁

⁶⁷ King&Spalding(2012 年)、Guillermo Aguilar-Alvarez、<http://www.kslaw.com/people/Guillermo-Aguilar-Alvarez> (2012 年 3 月 10 日)

⁶⁸ King&Spalding(2012 年)、国際仲裁 <http://www.kslaw.com/practice/International-Arbitration/Matters> (2012 年 3 月 10 日)

⁶⁹ Germany Trade & Invest (2011 年)、脚注 54 を参照。9 頁

⁷⁰ Greider, William (2001 年) 権利と米国取引法が 20 世紀をだめにする。The Nation <http://www.thenation.com/article/right-and-us-trade-law-invaliding-20th-century#> (2012 年 9 月 5 日)

⁷¹ ジュネーブにある Matrix Chambers and Graduate Institute(Cambridge 大学であったとき)の Zachary Dougla は、2009 年 12 月 1 日から 3 日のフランクフルトでの会議でこのトレンドについて認めた。欧州委員会 (2009 年) Mission Report 二国間投資協定会合の 50 年—2009 年 12 月 1 日から 3 日、フランクフルト 4 頁 EU の情報規制の自由の下で獲得した。

⁷² 投資仲裁と巨額の損害賠償請求のおそれのために政府が立法を断念したことを幅広く分析するため。Tienhaara, Kyla (2010 年) 規制の冷たさと仲裁の脅威 : C. Brown と K. Miles(編集)投資協定法と仲

裁の進化 606-627

⁷³ Greider, William (2001年)、脚注70を参照

⁷⁴ Goldhaber, Micheal (2009年) 3-D チェスをする事。The American Lawyer、7月1日

<http://www.law.com/jsp/PubArticle.jsp?id=1202431685556> (2012年5月10日)

⁷⁵ CME チェコ会社対チェコ共和国と Ronald S. Lauder 対チェコ共和国 (双方ともに、UNCITRAL 手続)

⁷⁶ Gadelshina, Elvira R. (2011年) ロシアにおける外国人投資家のための主な落とし穴。ロシアの BIT の価値は何か。Kluwer Arbitration Blog.

<http://kluwarbitrationblog.com/blog/2011/12/01/major-pitfalls-for-foreign-investors-in-russia-what-are-russian-bits-worth/> (2012年5月20日)

⁷⁷ Amsterdam, Robert (2008年)、The Resource Nationalism Checklist、<http://corporateforeignpolicy.com/corporate-foreign-policy/the-resource-nationalism-checklist> 4月17日 (2012年5月16日)

⁷⁸ Tokios Tokeles 対ウクライナ (ICSID 事件 第 ARB/02/18 号)

⁷⁹ SOMO (2011年) オランダの二国間投資協定 投資保護を求めた多国籍企業による「協定漁り」の門番

⁸⁰ Geuze, Niels/Rebergen, Mark (2012年) オランダを通じた外国エネルギー投資の構築の利益 Oil & Gas Financial Journal、2月1日
[http://www.ogfi.com/articles/print/volume-9/issue-2/departments/capital-](http://www.ogfi.com/articles/print/volume-9/issue-2/departments/capital-perspective/benefits-of-structuring.html)

[perspective/benefits-of-structuring.html](http://www.ogfi.com/articles/print/volume-9/issue-2/departments/capital-perspective/benefits-of-structuring.html) (2012年5月16日)

⁸¹ Baker & McKenzie (2011年) オランダの中国との二国間投資協定がどのように中国投資の保護を提供するか。1月

⁸² Clifford Chance (2011年) オーストラリアは、投資家と国との中立な紛争解決に別れを告げた。6月 3頁

⁸³ 1EUR=1.35USD の為替相場に基づく。(2009年4月17日)

⁸⁴ Bernasconi, Nathalie (2009年)、IISD の Vattenfall 対ドイツの仲裁に関する背景報告書、Rechtsanwälte Günter (2012年) 要約注釈、石炭火力発電所の Hamburg-Moorburg、エネルギー憲章条約に基づく Vattenfall による ICSID 手続

⁸⁵ Luther (2011年)、International Arbitration、2頁

⁸⁶ 1EUR=1.244USD の為替相場に基づく。(2012年5月31日)

⁸⁷ Power Shift (2012年) ドイツの原発の段階的廃止は、国際投資仲裁の実験台か。Vattenfall 対ドイツ事件の背景

⁸⁸ Global Arbitration Review(2012年)、脚注26を参照。78頁

⁸⁹ Global Arbitration Review (2011年) Global Arbitration Review 100、Mannheimer Swartling、<http://www.globalarbitrationreview.com/journal/article/29175/mannheimer-swartling/> (2012年11月8日)

⁹⁰ Global Arbitration Review (2012年)、脚注26を参照。78頁

⁹¹ Mannheimer Swartling (2012年)、紛争解決—投資協定仲裁
<http://www.mannheimerswartling.se/en/>

[Activity/Activity-groups/Litigation-and-Arbitration/Investment-Treaty-Arbitration/](#) (2012年5月14日)

[Arbitration/](#) (2012年5月14日)

⁹²Global Arbitration Review (2011年)、脚注 89 を参照。

⁹³Mannheimer Swartling (2012年)News、Kaj Hober が Uppsala 大学で国際投資および取引法の教授に任命されている。

<http://www.mannheimerswartling.se/en/News/Latest-news/Kaj-Hober-appointed-Professor-of-International-Investment-and-Trade-Law-at-Uppsala-University-unique-interdisciplinary-and-jurisprudential-research-programme-launched/> (2012年5月14日)

⁹⁴Global Arbitration Review (2012年)GAR 100-第5版
<http://www.globalarbitrationreview.com/surveys/survey/628/GAR-100/> (2012年5月14日)

⁹⁵Luther (2012年) Luther-弁護士の任命
<http://www.luther-lawfirm.com/ueberuns.php?r=1> (2012年5月15日): 翻訳 Pia Eberhardt

⁹⁶Luther (2011年)、脚注 85 を参照。10頁

⁹⁷Konrad, Sabine (2012年)、リスクでの投資保護、K&L Gates (2012年)、K&L Gates (2012年) K&L Gates Global Government Solution 2012、Annual Outlook、21-22

⁹⁸Juve (2012年)、Ausbau. K&L Gates 強化された仲裁手続きと勤労権
<http://www.juve.de/nachrichten/namenundnachrichten/2012/-01ausbau-kl-gates->

[verstarkt-schiedverfahrens-und-arbeitstrecht](#) (2012年5月14日)

⁹⁹Van Harte, Gus (2012年) 投資家派か国派は、投資協定の仲裁において偏見をもたらすか。これからの研究が懸念の理由を与える。Investment Treaty News、4月13日、

<http://www.iisditn.org/itn/2012/04/13/pro-investor-or-pro-state-bias-in-investment-treaty-arbitration-forthcoming-study-gives-cause-for-concern/> (2012年6月18日)

¹⁰⁰Markert, Lars (2012年)、脚注 1 を参照。

¹⁰¹Lalive/UNITAR (2012年)、投資仲裁入門 (2012年)
<http://www.unitar.org/event/laliveunitar-introduction-investment-arbitration-2012> (2012年9月4日)

¹⁰²Africa International Legal Awareness (AILA)のウェブサイト参照
<http://www.aila.org.uk/>

¹⁰³Hogan Lovells (2011年) 投資保護と仲裁、8頁

¹⁰⁴例えば、ACCI (2012年)オーストラリア外国投資は、外国政府を訴える権利を要求している、8月9日を参照

<http://acci.asn.au/Research-and-Publications/Media-Centre/Media-Release-and-Transcriptions/Global-Engagement/Australian-Foreign-Investment-Requires-Right-to-Su.aspx> (2012年9月4日)

¹⁰⁵以下のセクションと EU における投資協定改革に対する企業のロビー活動に関する更なる情報のために。Corporate

Europe Observatory (2011年) 投資の権利が民主制を息苦しくさせている。3月31日

¹⁰⁶ 匿名を希望している国際法研究者とのインタビュー、2012年6月1日

¹⁰⁷ Gaillard, Emmanuel (2011年) 欧州における投資保護に関する脅威 Option Droit et Affaires、5月11日8頁

¹⁰⁸ Van Geuns, Edward/Jansen, Nani (2011年) リスボン条約後の投資保護、Global Arbitration Review 6:1、1-2 ; Konrad, Sabine、脚注97を参照

¹⁰⁹1 ユーロ=1.429米ドルの為替相場に基づく(2008年10月1日)

¹¹⁰ Hall, David (2010年)ポーランドの医療政策決定の課題：窮乏／自由化政策の逆転についての補償を請求するために投資協定を利用すること。1月

¹¹¹ The Metropolitan Corporate Counsel (2012年) 協定に基づく国際仲裁を利用して、会社の世界的利益を守ること。
<http://www.metrocorpccounsel.com/article/19649/protecting-your-company%99s-global-interests-using-treaty-based-international-arbitration> (2012年9月5日)

¹¹² Paulsson, Jan (1995年)、秘密のない仲裁 Foreign Investment Law Journal 10:2、232-257、232頁

¹¹³ Petersson, Jan(2012年)、米国が別の仲裁請求を受けているので、製薬会社は投資

協定の利用において想像力がますますたくましくなっている。IA Reporter、3月13日

<http://www.jareporter.com/articles/20120314> (2012年9月5日)

¹¹⁴Greenberg Traurig: People. Regina K. Vargo、
<http://www.gtlaw.com/People/ReginakVargo> (2012年5月17日)

¹¹⁵Global Arbitration Review (2009年)、脚注29を参照。25頁

¹¹⁶Wallach, Jason (2007年)、CAFTA 事件における元 USTR 交渉人の Vargo Key、3月28日

<http://upsidedownworld.org/main/news-briefs-archives-68/678-ex-ustr-negotiator-vargo-key-in-cafta-case> (2012年5月17日)

¹¹⁷ 例えば、UNCTAD(2003年)アフリカの先進国(英語圏)のための二国間投資協定の交渉ラウンド、Final Report

¹¹⁸Sidley Austin (2012年) 当方の実務。国際仲裁(商業上および条約上)、
<http://www.sidley.com/internationalarbitration/> (2012年8月22日)

¹¹⁹ Greider, William (2001年)、脚注70を参照

¹²⁰ Paulsson,Jan (1995年)、脚注112を参照